

北海道民生委員児童委員  
災害時活動指針



+

# 災害に備える

民生委員児童委員

# ハンドブック

【令和4年度版】



公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟

## 目次

本ハンドブックについて	1
1. 道民児連活動指針と災害に備える活動	2
2. 災害時に支援が必要となる人びととそのニーズ	3
3. 発災時に民生委員が直面する課題	5
4. 民生委員による活動の基本的考え方と10か条	7
5. 平時における災害に備える活動	17
(1) 地域における支援体制整備に向けて	17
(2) 名簿などの個人情報の保管・更新・共有方法を決めておく	19
(3) 民児協としてあらかじめ決めておくこと	22
・トピックス 民児協による防災訓練の事例紹介	23
6. 発災時の活動と留意点	24
(1) 発災時の対応(被害が見込まれる段階を含む)	24
(2) 委員の安否情報の確認と伝達	24
(3) 要援護者の安否情報の確認と伝達	25
(4) 民児協組織機能の早期回復を図る	25
(5) 災害種別による民生委員活動の視点	25
7. 避難生活から復旧・復興期の活動と留意点	27
(1) 生活再建支援の基本的な考え方	27
(2) 避難所での配慮	27
(3) 在宅避難者への支援	28
(4) 多様な支援団体等との連携	29
(5) 仮設住宅での孤立防止	31
(6) 災害公営住宅での孤立防止	31
(7) 担当区域割りや担当世帯の見直し	32
・トピックス 災害時における民生委員と 民児協活動の視点	33
8. 災害時における道民児連等の取り組み	34
(1) 道民児連災害時対応ガイドライン	34
(2) 災害支援に対する活動費助成制度	35
9. 知っておきたい知識と情報	36
(1) 気象等および避難に関する情報の概要	36
(2) 災害時の服装や持ち物	38
(3) 屋外での活動に際しての留意点等	39
(4) 自宅の安全対策や備蓄品	40
(5) 非常時持ち出し品等の準備	41
<b>地域情報記入欄</b>	
○ 関係機関等連絡先一覧	42
○ 指定避難場所一覧	43
○ 所属民児協情報	44
<b>参考資料</b>	
○ 災害に対する民生委員活動について(厚生労働省通知)	45
<b>付録</b>	
○ 災害への備え 自己点検チェックリスト	49

## 本ハンドブックについて

近年、東日本大震災をはじめ自然災害が相次ぐなか、全国民生委員児童委員連合会（以下、「全民児連」）では、平成25年3月に「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針」をまとめ、災害対策基本法の改正などに合わせ改訂を図ってきました。

本連盟においても、平成31年3月に北海道独自の「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」を作成し道内の民生委員に周知を図り、とくに災害時における基本的な活動の考え方について、その普及・啓発に力を入れてきました。

東日本大震災では、強い使命感から56名の民生委員の犠牲がありました。令和2年8月にも長崎県で活動中に被災され1名の委員が亡くなっています。これらのことから、私たちは「発災時は自分と家族の安全が最優先」であることの普遍的な価値観を、徹底して共有する必要があると考えています。

平成30年9月に発生した北海道胆振東部地震においては、多くの民生委員が要援護者等の安否確認、避難所運営支援、在宅避難者支援等、いのちとくらしを守る活動に取り組みました。その活動から得られた教訓やノウハウを全道に広げていくことが本連盟の使命であると心得ています。加えて、本書では全民児連発行（予定）の「民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針（第4版）」で示される考え方についても整理しています。

平常時においては民生委員の自己点検や民児協の研修資料として、発災時や復興期においては災害支援活動の参考資料として、時と場合に合わせてご活用くだされば幸いです。

最後に、本書の改訂にあたっては一般社団法人ウェルビーデザインの篠原辰二氏に全面的にご協力をいただきました。心より感謝申し上げます。

令和5年3月

公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟

※本書では「民生委員児童委員」を「民生委員」、  
「民生委員児童委員協議会」を「民児協」と省略して表記しています。

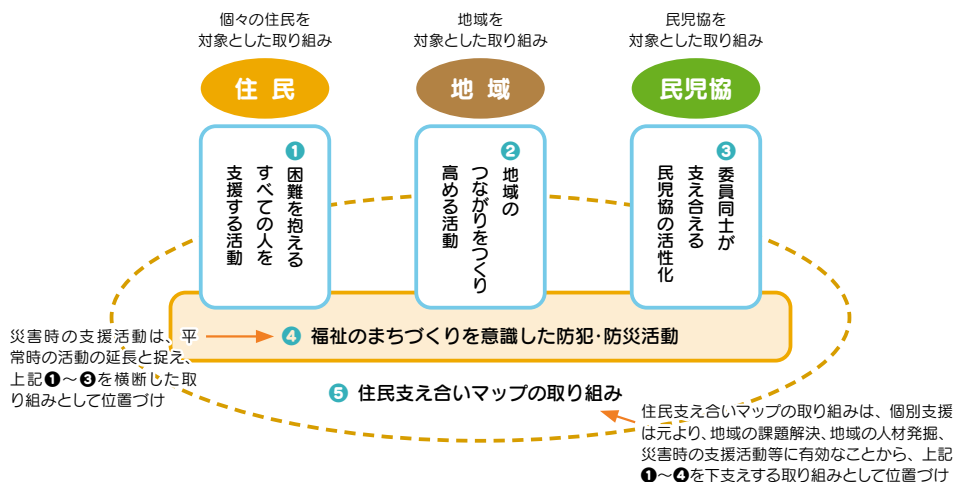
# 1

## 道民児連活動指針と災害に備える活動

北海道民生委員児童委員連盟（以下、「道民児連」）では、平成31年3月に「第3次北海道民生委員児童委員活動指針」（以下、「活動指針」）を策定しました。これは、全道の民生委員および民児協に対して、民生委員を取り巻く環境や昨今の福祉課題を鑑み、これから新たに、あるいはこれからも継続して取り組むべき活動の方向性を示したものです。

この活動指針は、下図で示すとおり、5つの重点事項を設け、個別支援活動、地域活動、民児協の機能強化など、それぞれの活動を個別的にとらえるのではなく、それぞれのつながりを意識しながら包括的に捉え効果的な活動の展開を推奨していることが特徴として挙げられます。

この活動指針においては、4つ目の重点に「福祉のまちづくりを意識した防犯・防災活動」を掲げています。これは、とくに災害支援等に関する活動は、個別支援や地域との連携、災害に備える組織体制づくりなど、日常的な活動が密接かつ横断的に関連していることを表しています。つまり、本書のコンセプトである「災害に備える民生委員活動」とは、日常的な民生委員活動、民児協活動の延長線上にあることを示しているのです。

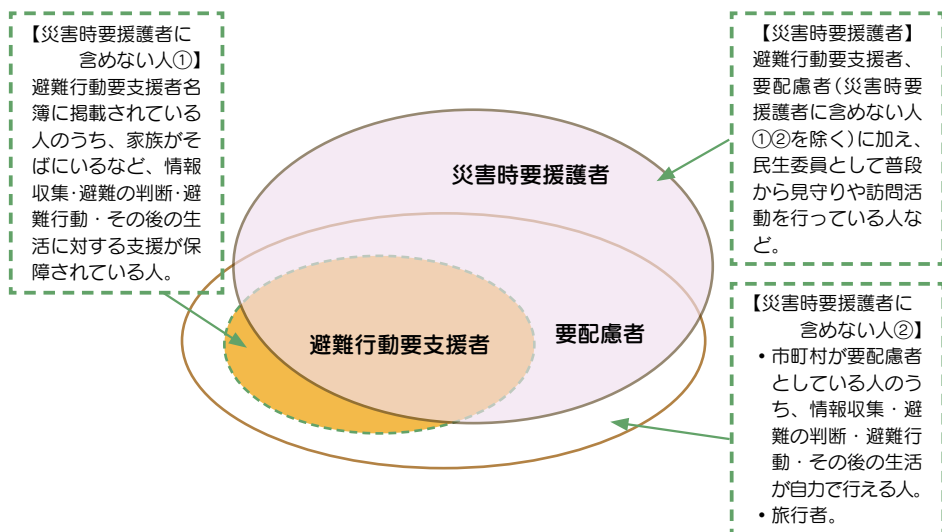


### 第3次北海道民生委員児童委員活動指針

冊子版、概要版ともに、道民児連のホームページからダウンロードできます。  
<http://dominjiren.jp/deta.php>



災害に際して、発災時の人的・物的被害に加え、その後の避難生活が被災者に及ぼす影響は計り知れません。とくに、高齢者や障がい者、乳幼児などの場合は、避難生活に伴う体調の悪化を含め、生命にかかわる場合も少なくなく、特段の配慮が必要と言えます。本書では、“災害時に支援が必要となる人”について、下図のとおり整理しています。



災害時要援護者	要配慮者、避難行動要支援者に関わらず、普段から見守りや訪問活動を行っている人。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他のとくに配慮を要する者。災害対策基本法に基づく。
避難行動要支援者	「要配慮者」のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るためとくに支援を必要とする者。災害対策基本法に基づく。

※民生委員活動においては、判断能力が低下した方や生活に困窮する世帯など、災害発生時における何らかの援助が必要な方々に対する日常的な支援を行っていることから、本書では災害対策基本法で規定する「要配慮者」を包含する意味合いを持つ「要援護者」として表記しています。

## ■災害時要援護者の特性と支援ニーズを知りましょう

災害時要援護者の範囲は広く、支援ニーズも対象者によって異なります。適切な支援のためには、住民の特性を理解し、それぞれに即した支援を考えていくことが大切です。支援ニーズについては、発災時の避難行動のみならず、その後の避難生活も意識することが大切です。

表：災害時要援護者の支援ニーズの概要

高齢者	障がい者 (障がい児を含む)	乳幼児・妊産婦等	その他
<p><b>介護が必要な高齢者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 独力での避難行動や避難生活が困難。</li> <li>• 継続的な介護や医療的支援が必要。</li> </ul> <p><b>認知症高齢者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 危険に対する理解が十分ではなく、自力での避難判断、支援要請が困難。</li> <li>• 避難生活においても健康管理に関する支援が必要。</li> </ul> <p><b>持病を有する高齢者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 避難生活において、医療的支援、常備薬の確保が必要。</li> </ul>	<p><b>視覚障がい者、聴覚障がい者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 避難の必要性等に関する情報把握や避難所生活でのコミュニケーションに支援が必要。</li> </ul> <p><b>身体障がい者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 避難行動や避難生活において、一定の支援が必要</li> <li>• 車いす利用の場合等、バリアフリーの配慮が必要。</li> </ul> <p><b>知的障がい者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 危険に対する理解が十分ではなく、自力での避難判断、支援要請が困難。</li> <li>• 環境変化に対してストレスを感じやすい。</li> </ul> <p><b>内部障がい者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 人工透析を必要とする者や、生命維持に必要な機器を利用している者、難病患者においては、迅速かつ継続的な医療的支援が不可欠。</li> </ul>	<p><b>乳幼児(母子)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 乳児を抱えての避難行動や移動、避難所の環境に支援が必要な場合がある。</li> <li>• 避難所において、授乳、おむつ交換等のための専用スペースが必要。</li> <li>• 避難所において、肌着、粉ミルク、離乳食等の確保が課題。</li> <li>• アレルギーを有する乳幼児におけるアレルギーに配慮した飲食物の確保に課題。</li> </ul> <p><b>妊産婦</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 避難行動に一定の支援が必要。</li> <li>• 避難生活における体調急変に備えた静養スペース確保や医療的支援が必要。</li> </ul> <p><b>医療的ケア児</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 人工呼吸器や胃ろう等の使用、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どもたちへの電源供給や医療機器の確保が必要</li> </ul>	<p><b>外国人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 日本語の理解力に差があるため、多言語、多様なコミュニケーション支援が必要。</li> <li>• 避難生活長期化のなかでは、食事や宗教的礼拝をはじめ、各国の生活様式への配慮が必要。</li> </ul> <p><b>LGBT(性的少数者)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• トイレや着替えなどにユニバーサルスペースが必要。</li> <li>• 更衣や入浴等に個別対応が必要。</li> <li>• 仮設住宅根のパートナーとの同居などへの配慮が必要。</li> </ul>

### 【その他全体的な留意点】

- ① 配給食料や非常食などにより食生活が変化することに伴う塩分過多やカロリー摂取量の増加などによる生活習慣病の悪化や脳梗塞・心疾患等にも留意が必要
- ② 医療や福祉サービスを継続的に利用している住民に対しては、災害時であっても同様のサービスが継続利用できるような支援が必要
- ③ 避難所等における物干し場所や専用スペースの確保、性被害防止につながる環境の整備などの女性視点のほか、男性への作業過多による疲労や体調の悪化などジェンダーの視点が必要



平成23年3月に発生した東日本大震災以降も我が国では数多くの自然災害が発生し、民生委員の関係者は、その都度、災害時における活動上の諸課題が整理してきました。その教訓として一部をご紹介します。

### ◆民児協の組織的機能、委員相互の支援機能の停止

- ①大規模災害の場合、民児協の組織としての機能は停止する 경우가多く、所属委員の安否確認や民児協組織としての対応方針等の伝達や共有が困難となる。
- ②発災後しばらくは、委員同士の連絡も困難となる。
- ③民児協会長と連絡がとれないなか、新任委員はどのような行動をとってよいのか分からず、心理的な不安が大きくなる。

### ◆活動の限界

- ④自分自身も被災者であり、自宅の片づけなども必要であるため、しばらくは民生委員活動を行うことが困難、あるいは限定的になる。
- ⑤発災後、民生委員としての活動を優先することには家族の理解が得られにくい。

### ◆住民からの無理な要望

- ⑥避難所に避難している人や在宅避難者から、行政の対応への不満を繰り返し訴えられたが、具体的な改善ができるわけではなく苦勞した。
- ⑦普段関わりのない住民を含め、多くの住民から保険金請求のための罹災証明書発行等、民生委員では対応できないことを含む、さまざまな要望や要求が寄せられた。

## ◆思い込みなどによる住民からの非難

- ⑧地震後、普段安否確認をしている障がい者宅を訪問したところ、発災時にどうして来てくれなかったのかと叱責を受けた。本人は、災害時には当然民生委員が避難の支援に来てくれるものと思っていた。
- ⑨水害時に率先して避難したところ、地域住民から「民生委員が真っ先に逃げるとはいかがなものか」と批判された。

## ◆避難行動要支援者名簿の作成への協力

- ⑩避難行動要支援者情報の関係者提供への本人同意取得に協力していたところ、自分（民生委員）が直接的な避難支援者になってくれるのであればと言われ困った。

これらの課題は、日常的な民生委員活動の中で、民生委員の役割を地域住民や関係機関に丁寧に伝えていくことで、大幅な改善が見込めます。ただし、そのためには民児協において、対応方針を申し合わせておくことが重要です。これらの課題を踏まえながら、民児協の仲間と災害に備える民児協をテーマに協議をすすめていきましょう。





地域における災害時要援護者支援を考えるうえでは、住民の身近な相談相手である民生委員への期待は大きなものがあり、全道各地の民児協においても、様々な取り組みがなされているところです。

一方、東日本大震災では、強い使命感から56名もの民生委員が犠牲となりました。また、被災後の混乱のなかで、民生委員の役割を改めて考えることも必要となりました。

今後の民生委員による災害支援対策、災害時要援護者支援活動を考えるうえで、これらの経験を踏まえ、すべての民生委員が共有すべき点として以下の3点をお示しします。

**重要**

### 災害に備える民生委員活動の基本的な考え方

- ① 災害の発生が迫っている場合や発災直後は自らと家族の安全確保が最優先
- ② 平常時において、地域ぐるみの要援護者の支援体制づくりに協力する
- ③ 発災後、安全が確保できた後、無理のない範囲で要援護者支援に協力する

## 災害に備える民生委員活動の基本的な考え方

### 1

#### 災害の発生が迫っている場合や発災直後は 自らと家族の安全確保が最優先

- 災害発生時には、なにより自分自身と家族の安全確保が最優先です。
- 市町村から避難情報が発令されているか否かにかかわらず、安全に不安がある場合は活動してはいけません。

### 2

#### 平常時において、地域ぐるみの要援護者の 支援体制づくりに協力する

- 災害への備えは地域全体の課題であり、地域ぐるみの取り組みが不可欠です。平常時の取り組みは、減災に大きくつながります。
- 災害に備える取り組みは民生委員など、一部の関係者が責任を負うべきものではありません。とくに避難行動要支援者を含む災害時要援護者の避難支援は、地域全体会の課題として考える必要があります。

### 3

#### 発災後、安全が確保できた後、 無理のない範囲で要援護者支援に協力する

- 発災から一定時間が経過し、避難情報が解除されるとともに活動上の安全が確保された段階で、民生委員としての災害時要援護者への支援活動が可能となります。
- 「民生委員だから頑張らなくてはならない」と考えず、無理のない活動を心がけましょう。また他の委員にも無理を課さないことです。委員それぞれが被災者であり、大きな負担を負っていることにお互いが配慮することが大切です。

#### 補足

この基本的な考え方は、前回発行したハンドブックから一部内容が変更されています。これまでの基本的な考え方は以下のとおりですが、以下の項目は後述の「災害に備える民生委員活動10か条」に反映されています。

- ① 民生委員の主たる役割は、地域において支援を必要とする人に必要な支援が届くようにすること
- ② 災害対策は平常時の取り組みが重要であること
- ③ 災害発生時には、まず自分自身と家族の安全確保を最優先とすること

## 災害に備える民生委員活動10か条

これまで、民生委員または民児協として、災害時要援護者支援活動をすすめていくための基本的考え方を説明してきました。

それらを踏まえ、すべての民生委員、または民児協事務局等の関係者が日ごろから意識し、発災後に再確認すべきこととして10項目をまとめました。取り組みの参考にしていただくよう、これを「災害に備える民生委員活動10か条」としてお示しします。

### 災害に備える民生委員活動10か条

(民生委員として災害に向き合う大原則)

第1条 自分自身と家族の安全確保を最優先に考える

第2条 無理のない活動を心がける

(平常時の取り組みの基本)

第3条 「地域ぐるみ」で災害に備える

第4条 災害の備えは日ごろの活動の延長上にあることを意識する

第5条 民児協の方針を組織として決定し、行政や住民等にも周知する

(予め市町村と協議しておくこと)

第6条 名簿などの個人情報の保管方法、更新方法を決めておく

第7条 情報共有のあり方を決めておく

(発災後、民児協活動において留意すべきこと)

第8条 委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

(避難生活から復旧・復興期の活動で意識すべきこと)

第9条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する

第10条 孤立を防ぎ、地域の絆の維持や再構築を働きかける

## 【民生委員として災害に向き合う大原則】

### 第1条 自分自身と家族の安全確保を最優先に考える

- 発災時には、なにより自分自身と家族の安全確保が最優先です。自身の安全が確保できない時は活動してはいけません。
- 規模の大きな災害にあたっては、復旧・復興に長い時間が必要となります。要援護者のためにも、委員自身が健康を損なうことのないよう、十分に留意する必要があります。
- なお、発災時の安全確保は、民生委員のみならず、すべての支援者が共通して意識すべき事項です。

## 【民生委員として災害に向き合う大原則】

### 第2条 無理のない活動を心がける

- 民生委員も地域住民の一員であり、災害時には自身も被災者の一員となります。このことを踏まえ無理のない活動を考える必要があります。
- そのためには、地域住民や多様な関係者との連携、役割分担が大切です。民生委員が過度の負担を負うべきものではありません。
- なにより留意すべきこととして、「民生委員である以上、がんばらなければならない」と、自ら、また他の委員に無理を課さないことです。委員それぞれが被災者であり、大きな負担を負っていることにお互いが配慮することが大切です。

## 【平常時の取り組みの基本】

### 第3条 「地域ぐるみ」で災害に備える

- 実効性のある要援護者支援体制づくりのためには、幅広い関係者との連携・協働をすすめていく必要があります。市町村の行政や社会福祉協議会、地域包括支援センター、町内会・自治会、自主防災組織、消防団等によるネットワークづくりが大切です。民生委員として意識すべきことは、自らが中心となるのではなく、あくまで地域全体での取り組みに協力するという点です。ネットワーク形成がすすまない市町村にあっては、民児協として行政等にその促進を働き

かけることも検討してみましょう。

- 地域における要援護者の数は相当数に上ります。その支援には地域住民の協力が不可欠であることを意識し、住民を主体とした地域ぐるみの活動としていくことが大切です。防災訓練や避難訓練等を通じて住民参加を促進しましょう。

### 活動のヒント事例 「住民支え合いマップによる避難訓練」

要援護者と支援する住民のつながりを地図上で示す「住民支え合いマップ」。富良野市民児協では、一部の地域の避難訓練において、この住民支え合いマップを活用した取り組みを推進しています。「防災」をキーワードにすると、住民も“自分事”として捉えることから参加度も高く、また、要援護者の参加をいただくことで、「顔の見えるつながり」づくりに役立っています。そして、避難訓練でのつながりが日常生活の支え合いにもつながってくる、そういう意味では一石二鳥の取り組みといえます。



- 民生委員は避難後、安全が確保された段階で被災者支援を担うべき立場にあります。よって、率先避難に徹することが重要であり、個別避難計画に基づく「避難支援者」になることは適当とはいえません。できる限り近隣住民を中心に避難支援者を確保するよう働きかけましょう。
- 避難の必要性に関する意識を高めるためには、市町村等が公開している「ハザードマップ」を活用し、住んでいる地域の危険性について、日常的な活動を通じて、要援護者や住民の理解を促進することも方法のひとつと考えられます。

### 活動のヒント事例 「保存版防災マップを担当地区に全戸配布」

旭川市末広東地区民児協では、行政が作成したハザードマップをベースに、指定避難所や民生委員の居住地を示したマップを作成し、担当地区の全世帯に配布しました。配布にあたっては、発災時における民生委員の動きや役割も伝え、避難所の確認や早めの避難を呼びかける活動を行いました。当事者の方々の防災意識が芽生え、自助努力支援の一助として非常に有効な取り組みといえます。



### [平常時の取り組みの基本]

## 第4条 災害の備えは日ごろの活動の延長上にあることを意識する

- 災害時要援護者支援活動と日々の民生委員活動は一体的なものといえます。災害時要援護者の多くは、日々、民生委員が見守り対象としている人びとと重なります。
- 常日ごろ、見守りや訪問を重ねている民生委員だからこそ得られる情報があるはずです。日々の活動の延長に災害時要援護者支援活動があることを意識しつ



つ、日々の活動を丁寧に行うことが災害時に適切な要援護者支援活動を行うための基盤をつくります。

## 《自助努力の支援》

防災・減災に向けては、要援護者自身が安全のために自らが日ごろからできる範囲で備える“自助努力”も大切です。以下の例を参考に日常活動の中で、要援護者に働きかけてみましょう。

### 【自助努力の例】

- ①災害や避難に関する情報の理解を深める
- ②家の中の安全の確保
- ③飲料水等の備蓄や非常持ち出し品の用意
- ④近隣住民との関係を深めるとともに可能な範囲での避難訓練等への参加

### [平常時の取り組みの基本]

## 第5条 民児協の方針を組織として決定し、行政や住民等にも周知する

- 大規模災害に際しては、通信手段等の喪失により委員間の連絡が困難となり、各委員が孤立しがちになります。その場合、各委員は不安を抱えつつ、自身の判断により活動を行っていかなければなりません。
- それだけに、民児協内部において、事前の役割分担を明確にしておくことが適当といえます。
- また、発災後、委員間の連絡、民児協組織機能の機能回復を早期に図ることが大切です。メール機能を活用した連絡や、委員が集合する場所と時間を予め指定しておく等、複数の連絡手段、情報集約方法を定めておくことが有効です。
- 「発災時は決して無理をしない」と事前に徹底して申し合わせておくだけでも、各委員の心の負担は軽くなるかもしれません。
- 災害時には、要援護者のみならず、住民全てが一定の支援を必要とする「要支援者」となり、民生委員にさまざまな依頼がなされます。また、時には批判が

向けられることもあります。しかし、住民に対する支援等の不足について民生委員に責任が転嫁されることがあってはなりません。

- 関係者（機関）との役割分担のなかで、民生委員はどのような役割を担うのか、あらかじめ住民に周知し、理解を得るようにしておくことが望ましいといえます。
- 市町村民児協の事務局は、その大多数が行政や社会福祉協議会が所管していますが、発災時においては通常通り機能しないことが想定されます。それらの事態に備え、事務局担当者とも予め申し合わせをしておくといいでしょう。

### 【市町村と協議しておくべきこと】

## 第6条 名簿などの個人情報の保管方法、更新方法を決めておく

- 発災後の安否確認、避難所や在宅避難者の生活支援をはじめ、避難行動要支援者名簿、災害福祉マップ、要援護者台帳などのもつ役割は大きく、その作成、保管、活用方法について具体的に検討しておくことが大切です。
- とくに、多くの関係者での共有を前提として、作成や更新、共有する情報の範囲、安全な保管方法、発災後の活用方法等を具体的に定めておくことが大切です。

### 【市町村と協議しておくべきこと】

## 第7条 情報共有のあり方を決めておく

- 行政からの避難行動要支援者名簿の提供や、民児協として作成する要援護者台帳の共有を含め、行政との情報共有のあり方について具体的に確認しておくことが必要です。
- とくに、平常時の活動に加え、避難所ごとの避難者情報（避難者名簿）、また仮設住宅入居者情報等、発災後の継続的な支援のために必要となる情報の作成、共有の具体的方法について検討しておくことが重要です。
- 災害対策基本法により、避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」を作成することが市町村の努力義務化されていますが、民生委員、民児協としてどの程度の協力を行うのか、その点についても市町村と十分に調整しておくことが重要です。

## 【発災後の民児協において留意すべきこと】

## 第8条 委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

- 大規模災害に際しては、住民からの不満や不安が民生委員に向けられることがあります。委員自身も被災者であるなか、一人ひとりの委員にかかる精神的な負担を大きくしないようにするためには、委員同士の支え合いや民児協組織による委員支援が重要となります。
- 「他の委員の行動について批判をしない」、また「一人で抱え込まず皆で相談する」といったことを民児協内で徹底しておくことが大切です。
- このことは災害時にとどまらないものであり、日ごろより民生委員のストレスケアに民児協として取り組んでいくことが大切といえます。

## 【避難生活から復旧・復興期の活動で意識すべきこと】

## 第9条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する

- 災害時要援護者の支援においては、避難後の生活における支援の確保が極めて重要といえます。
- 民生委員は、日ごろの相談や訪問活動を通じて地域住民が抱える課題を把握しています。こうした経験や情報を生かし、避難生活においても行政や地域関係者の支援がもれることなく必要な人に届くように活動することが民生委員の役割として期待されています。

## 【避難生活から復旧・復興期の活動で意識すべきこと】

## 第10条 孤立を防ぎ、地域の絆の維持や再構築を働きかける

- 発災からの時間経過とともに仮設住宅へ転居がすすみますが、その際に懸念されるのが“被災者の孤立”です。北海道胆振東部地震では、孤立を防ぐために、元々の担当地区の民生委員が仮設住宅に入居した被災者を訪問していました。社協の生活支援相談員や保健師などといった専門職と連携し、孤立の防止を図りましょう。

- 発災前のコミュニティにおける人間関係をできる限り維持し、将来的に発災前の地域コミュニティを再建していくために、民児協として市町村社協等と協力し、行事などを通じて住民同士の関係維持を図っていくことが期待されます。
- 孤立化の懸念は災害公営住宅においても同様です。災害公営住宅へ入居すると、プライバシー確保等、住環境は改善される一方、住民同士の会話が減少するなど、孤立化が進行する可能性が高くなります。
- それゆえ、自治会の設立など、住民自身によるコミュニティの再構築が重要となります。市町村や社協とも協働し、状況把握を行うとともに、孤立化を防止する取り組みが期待されます。



# 5

## 平時における災害に備える活動

### (1) 地域における支援体制整備に向けて

災害への備えは、地域全体の課題です。住民を含む幅広い関係者が力を合わせ、地域の防災、減災に取り組むことが大切です。災害時要援護者への支援もそのなかに含まれる重要な福祉課題であることの理解をすすめ、地域全体の課題として取り組まれるようにしていくことが求められます。

地域における災害への備えとしては、市町村行政の取り組みに加え、自治会・町内会、自主防災組織など地域住民が主体となった活動も重要となっています。

#### ポイント1 住民自身による取り組みはきわめて重要

地域の防災力を高めることとなる住民自身による取り組みは、防災にとどまらず、地域の安心・安全のためにも大きな意味をもっています。

社会の急速な変化のなか、地域では人間関係の希薄化が指摘されています。そうしたことを背景に、社会的孤立や虐待問題をはじめ、地域ではさまざまな課題が顕在化しています。

そのなかであって、防災の入口に、住民相互のつながりを強めることは、地域の持つ力を高めるきわめて大きな意味があるといえます。

#### ポイント2 自助努力の支援と互助の取り組み推進

訪問やサロン活動の機会を活用して、要援護者に対し、気象や避難に関する情報の説明や自宅の安全対策に関する情報提供等を行います。

地域において、要援護者の参加も得た避難訓練、防災訓練の促進を図り、住民に要援護者に対する理解を深めてもらうとともに、住民同士の関係を強くすることにより地域の防災力を高めることを促進します。

#### ポイント3 災害対策基本法と要援護者支援活動

災害に備えた地域づくりに関しては、国が災害対策基本法を定めています。各市町村においては、この法律に基づいて、災害発生時の避難等の対応から、復旧・

復興に関する事項、防災教育など、災害対応に関する幅広い事項を「**地域防災計画**」として定めることが義務付けられています。関連して、商店街や小学校区、自治会、複合ビルなどのコミュニティレベルでの住民や企業などによる自発的な防災活動について定めた「**地区防災計画**」（任意）について定められており、住民が主体となった防災活動を法律や制度が後押ししています。

また、この法律は、市町村長に発災時において自力避難が困難な者の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成を義務付けており、令和3年度改正では、避難行動要支援者の「**個別避難計画**」<sup>\*1</sup>の作成が努力義務化されました。民生委員に対する名簿の提供や、個別避難計画作成の協力要請はこの災害対策基本法に基づき行われています。

#### ポイント4 自主防災組織の活動と連携

住民自身による活動については、自治会・町内会とともに、これを基盤とした自主防災組織による活動も活発化しています。

自主防災組織は、災害対策基本法に基づいて設置される住民自身の「自発的防災組織」であり、多くは町内会単位で結成されています。現在は全国で約17万の自主防災組織が設置され、総世帯数に対するカバー率は約84%を超えています。北海道におけるカバー率は64%に留まっており、決して設置がすすんでいるとは言いがたい状況です（令和3年版消防白書より）。

自主防災組織は、防災訓練をはじめ、地域の危険か所の把握、災害時要援護者対策、発災時の初期消火や住民の避難支援等を担うこととされており、今後、地域の防災力を高めるためにも、その結成をすすめ活発な活動が行われるよう期待されています。

民生委員として意識すべきことは、前述のとおり、自らが中心となるのではなく、あくまで地域全体での取り組みに協力するという点です。町内会等を基盤とした自主防災組織とは、日常から協力体制を築いておきましょう。

#### 用語解説

##### ※1 個別避難計画とは

高齢者や障がい者など、災害時に一人では避難することが困難な方（避難行動要支援者）について、誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときどのような配慮が必要かなど、あらかじめ記載したものです。



### 活動のヒント事例 「DVDを活用した研修の実施」

道民児連では、令和3年度に開催した「災害に備える民生委員児童委員活動シンポジウム」の内容を収録したDVDを市町村民児協に配布しています。災害に備える民生委員活動の基本的な考え方や被災地域の民生委員の体験から得られた教訓などが学べますので、平時からの意識啓発に役立ちます。視聴希望の方は、市町村民児協事務局にお問い合わせください。



## (2) 名簿などの個人情報の保管・更新・共有方法を決めておく

日々の訪問活動等を通じて、災害に備えるために「災害時要援護者台帳」や「災害福祉マップ」を作成することが考えられます。加えて、市町村から「避難行動要支援者名簿」なども提供され、これらの個人情報の取り扱いに関しては、保管や管理方法を定めておくこと、また発災に備えた関係機関・団体との連携方針、情報共有の方法なども普段から相談しておくことが望めます。

### ①名簿などの個人情報の保管方法

災害対策基本法に基づき、「避難行動要支援者名簿」が民生委員にも提供されます。一般的には民児協を通じて名簿が提供されますが、民児協としても取り扱うべき者を限定するなど、保管や管理には細心の注意が必要です。

名簿等の全体は市町村民児協事務局において保管したうえで、要支援者の住所別に、当該地区担当委員のみに提供する（単位民児協会長を加える場合もある）などの取り扱いをしていくことが適当と考えられます。

一方で、名簿や計画情報は、いざというときに活用できなければ意味がありません。発災時、民生委員自身は直接的な避難支援ができないとしても、近隣住民等から避難支援者が確保できているのかについて、「個別避難計画」情報をもとに適宜確認し、その確保ができていない場合には、早期の確保に向けて、市町村

や自治会・町内会、自主防災組織と相談を行うといった取り組みも期待されます。

なお、市町村から提供された情報については、委員自身に万が一のことがあった時には返却の必要があります。家族に内容は見せないものの、保管場所を伝えておくことも必要です。

個人情報の管理方法は、個々の委員の判断に委ねるのではなく、市町村との協議を含め、民児協として検討し、決定することが適当です。保管とともに、支援終了後の廃棄方法なども民児協としてルールを決定し、全委員に周知しておくことが適当です。

## ②名簿掲載情報や個別避難計画情報の更新方法

災害時に支援が必要となる人の状況は、死亡や転居、施設入所など、その状況は随時変化していきます。避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成責任は市町村長にあります。災害時の被害を減らすためにも、名簿等の掲載内容の更新について、市町村への確認とともに、無理のない範囲での協力することも検討してみましょう。

## ③避難行動要支援者名簿および個別避難計画情報の共有範囲

市町村から提供される名簿や個別避難計画については、誰が、どのように使用していくのかを整理しておかなければ、支援の実効性が高まりません。名簿掲載者の安否確認について、誰が、どのように行うのかなど、地域住民を含む幅広い人びとの分担や連携のもとで安否確認をすすめることが必要となります。

誰が対象者情報を住民に提供するのか、情報の共有に法令上の問題はないのかなどについて、市町村と関係者・関係機関において平常時からあらかじめ協議しておくことが適当といえます。

## ④避難所の避難者名簿の共有

避難者の事情に応じた適切な支援のためにも、避難者名簿の開示・提供について、あらかじめ市町村と協議しておくことが大切です。避難者に説明し、同意を得ておくことをルール化する等について、平常時から市町村と確認しておくことが有効です。避難所から仮設住宅や災害公営住宅に移動(転居)した場合も同様に、それらの情報共有のあり方について市町村と事前協議をしておくことが適当です。

### ⑤名簿の提供や個別避難計画の作成に同意しなかった人の対応

平常時に民生委員等に提供される避難行動要支援者名簿や個別避難計画に関する情報は、民生委員等への提供に同意した人のみが対象となるため、支援が必要にもかかわらず、本人の同意がない場合は提供されないこととなります。

こうした情報提供の不同意者の取り扱いについて、災害対策基本法では、災害の発生が差し迫っている場合や現に発生している場合には、本人の同意がなくても支援に必要な範囲で提供が可能としています(個別避難計画の記載情報も同様)。

名簿提供の不同意者のなかには、民生委員が見守り等を行っている住民も一定数含まれます。このことについて、住民すべての安全確保に責任を有する市町村との役割や責任の分担を明確にしておくことも必要といえます。

### ⑥「個別避難計画」作成に関する民児協としての関与、協力

民生委員は避難後、安全が確保された段階で被災者支援を担うべき立場にあるため、個別避難計画に基づく「避難支援者」になることは適当とはいえませんが、個別避難計画作成の取り組みについて、民生委員、民児協としてどの程度の協力を行うのか、その点についても市町村と十分に調整しておくことが重要です。

(P12参照)



### (3) 民児協としてあらかじめ決めておくこと

災害に備える民児協づくりを考えるにあたって、前述の個人情報の取り扱いの他、発災時の行動原則、各委員の安否や所在地に関する連絡方法、また要援護者の安否情報の集約方法等、あらかじめさまざまな事項の申し合わせておくことが重要です。以下を参考に、民児協としての備えをすすめましょう。

No.	項目	内容
1	発災時の行動原則	<ul style="list-style-type: none"><li>・自分自身と家族の安全確保</li><li>・率先避難<sup>※2</sup></li></ul>
2	発災時の委員間の連絡方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・各委員の安否や所在地に関する連絡方法と集約方法</li><li>・参集基準（場所、時間等）を設定</li></ul>
3	発災後の民生委員としての活動内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・委員の役割分担（行政との連絡、避難所運営への協力等）</li><li>・要援護者の安否確認の時期や結果の報告、集約</li><li>・要援護者への具体的支援方針</li></ul>
4	発災後の民児協運営の方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・機能回復に向けた手順等</li><li>・委員間で徹底しておくべき事項（委員同士で無理な依頼をしない、活動しないことを非難しない等）</li><li>・災害ボランティアセンター等の支援活動との連携</li><li>・行政からの要請事項への対応の判断、手順等</li></ul>
5	要援護者名簿や災害福祉マップの取り扱い	<ul style="list-style-type: none"><li>・名簿等の保管方法、更新方法、使用方法等</li></ul>
6	災害に備えた備品の確保、委員の自宅の安全対策・備蓄、非常持ち出し袋の準備等	<ul style="list-style-type: none"><li>・携帯ラジオ、携帯電話の充電器や予備バッテリー、懐中電灯、ホイッスル等</li><li>・避難時に民生委員として持ち出すべき資料等</li><li>・委員自身の自宅の安全対策、飲料水や食料品の備蓄、非常持ち出し袋の準備等</li></ul>
7	発災後の関係機関・団体との連携方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・市町村行政との避難所避難者情報の共有</li><li>・避難所運営への協力</li><li>・避難行動要支援者の安否確認や支援方針等</li></ul>

#### 用語解説

##### ※2 「率先避難」とは

自らが率先して避難行動をとれば、その姿を見て周囲の人びともついてくる、それにより多くの人びとの命を救うことにつながるという考え方。避難に際しては、大声で避難を呼びかけることも望ましいとされています。

## トピックス

## 民児協による防災訓練の事例紹介 【旭川市末広東地区民児協のチャレンジ】

「災害時において、民生委員の役割は、地域において支援を必要とする人に必要な支援が届くようにすること、私たちは決してレスキューではない。」そのような学びをした旭川市末広東民児協（早川隆子会長）では、一風変わった防災訓練を実施しました。それは、台風が到来する数日前の警戒レベル1の段階で、全委員が一斉に対象世帯を訪問し、注意喚起の呼びかけを実施するものです。その際、所要時間や移動ルート、声掛けに必要な物品などを検証することを目的に実施しました。警戒レベル1～2の想定は、民生委員も比較的活動しやすい状況であることや、要援護者に早めの避難を促す意図があります。

訓練の流れは以下のとおりです。この訓練の結果さまざまに分かりました。ふりかえりで報告された一部をご紹介します。

### 《訓練の流れ》

- 10：00～ 訓練開始 各委員は自宅を出発  
声掛け訪問 訪問世帯や所要時間等を記録  
～12：00 センター集合 ⇒ 訪問の結果報告  
～13：00 ふりかえり+非常食の試食

### 《委員の感想》

- 訪問にあたってはチラシなど分かりやすい資料を持参すると良い。
- 意外と避難所を知らない住民が多い。
- 今日は天気が良かったけど、悪天候での呼びかけを考えるともう少し時間に余裕をもたせた方が良い。
- 民生委員一人で対象世帯をまわるのは大変。町内会と事前に打ち合わせをして安否確認の体制を整えた方がよいと思った。
- 防災訓練を実施している旨を住民に伝えると、「民生委員の皆さんがいるから安心だわ」という言葉をいただいた。
- 要援護者から「この土地は災害がないから、訓練は必要ないのではないか」と言われた。意識の違いを感じた。

ここでご紹介した防災訓練の様子を動画にまとめています。以下のURLか、QRコードからアクセスしご視聴ください。（予告なく動画の配信を終了することがありますので予めご了承ください）

<https://dominjiren.jp/movie/> ユーザーID「domin」パスワード「2181」







## 発災時の活動と留意点

災害発生時、またその後の活動を考えるにあたっては、**なにより民生委員自身と家族の安全確保が第一**です。発災から一定時間が経過し、避難情報が解除されるとともに活動上の安全が確保された段階で、無理のない範囲で要援護者の安否確認や避難生活の支援活動を開始しましょう。

### (1) 発災時の対応（被害が見込まれる段階を含む）

#### 【台風・豪雨、火山噴火、竜巻等の突風、大雪】

- これらの災害は、被害発生のおそれが生じた段階で、気象や避難に関する情報が発表され、避難のために一定の時間が確保できるとされています。
- 高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する人びとについては、近隣住民との協力のもと、この時間を利用し、安全な場所への早期の避難を行うことが望まれます。
- ただし、豪雨、大雪の中や夜間の避難には危険が伴うので注意が必要です。

#### 【地震】

- 地震については、津波の発生の有無により活動が決定的に異なりますので、まずは津波注意報や警報の有無を確認することが大切です。
- 津波注意報等が発表された場合は、「**率先避難**」に徹します。

### (2) 委員の安否情報の確認と伝達

- 安全が確認された段階で、民児協を中心に、各委員の安否や所在地に関する情報を集約します。災害時には電話等の通信手段が途絶することもあるので、下記を参考に複数の連絡手段を事前に申し合わせておきましょう。

#### 【考えられる委員の安否情報の確認・伝達方法の例】

通話やメールが利用可能	通話やメールはできないが、通信機器は利用可能	通信機器が利用不可
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各委員が単位民児協会長等に直接連絡。</li> <li>• 緊急連絡網に基づき安否確認。</li> <li>• メッセージアプリ「LINE」のグループ機能等利用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 災害用伝言ダイヤル（171）を活用。</li> <li>• 携帯電話各社の災害用伝言板を活用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 近隣の委員同士での徒歩での安否確認。</li> <li>• 特定の避難所を各委員からの情報集約場所とし、単位民児協会長等が現地に出向いて情報を集約。</li> </ul>



- これまで、担当地区外に外出中に災害に遭遇した事例も多数見られます。外出中に災害に遭遇した場合は、無理に担当地区に戻ろうとせず、安全が確認されるまで様子を見ることも大切です。
- 委員間での情報集約方法として、民児協会長が向かう避難所を定めておき、そこに各委員からの情報を定期的に集めるという方法もあります。
- 収集した委員の安否情報は、民児協事務局に伝達します。委員に被害が発生した場合などについては、互助共済制度や民生委員・児童委員活動保険の適用を受けられることもあります。

### **(3) 要援護者の安否情報の確認と伝達**

---

- 要援護者の安否確認は、地域住民等の協力も得ながら、支援の必要性（優先度）の高い人からすすめることが考えられます。
- 要援護者の安否情報は、事前に自治体と協議した伝達方法および伝達先に報告します。各自治体によって災害時における要援護者情報の収集方法および担当部局が異なりますので、平時からの調整・協議が重要です。

### **(4) 民児協組織機能の早期回復を図る**

---

- 道内の市町村民児協の大多数が、行政または社会福祉協議会が事務局を所管しています。発災後しばらくの間は、行政や社協の職員は被害情報の収集や避難者対応等に忙殺されることが多いため、市町村民児協事務局機能が著しく低下することが懸念されます。
- 民児協の組織的機能の回復に向けては、単位民児協の会長、副会長といった役員を中心として行うことが現実的と考えられます。
- 単位民児協の機能回復のためには、なにより委員間の情報共有体制を確立することが重要です。そのため、平常時から情報共有の方法や発災時の臨時例会の開催等について協議し、各委員や事務局の間で徹底しておくことが適当です。

### **(5) 災害種別による民生委員活動の視点**

---

災害の種別により被災した住民を支援するための視点は異なります。被害が大きくないように見えても実際には生活や健康への大きな影響につながる被害が発生しているかもしれません。被災した世帯に対する主な支援の視点は下表のとおり

りです。支援にあたっては専門家や専門技術を持つボランティアの協力を得ることも必要です。

地震	家屋の被害は外観ではわかりません。束石（基礎）のズレによって床が抜けたり、ドアの開閉ができなくなったり、水回りの排水に影響がでることもあります。とくに集合煙突のヒビや屋根の損傷による雨漏りは一酸化炭素中毒や火災などの危険性が高くなるため、損傷個所の把握が大切です。
風水害 津波	家屋が水に漬かった場合、床下・壁などに使われている断熱材が水を吸うこととなります。床下浸水の場合でも断熱材が多くの水を含み、天井まで水を吸い上げてしまうこともあります。また、断熱材はそのままでは乾燥しないため、カビ、結露などの発生につながり、家屋の損傷だけではなく健康被害にもつながります。
土砂災害	土砂災害警戒区域等にある住宅のみならず、隣家の擁壁や裏山が崩れるような場合もあります。被害が小さくてもそのままにしておくとその後の雨や地震などにより被害が拡大する恐れがあります。家屋だけではなく、住宅周辺の環境にも目を向けることが大切です。
火山噴火	避難生活が長期化し、場合によっては居住地を離れる住民も発生してきます。サロン活動等を通して住民同士がつながりを維持し、互いの気持ちを伝え合うような機会創出が求められます。
竜巻	竜巻が通った地域は限定され、被害は局地的に思えますが、広範囲にわたり飛散物による動産・不動産の損傷や営農活動への影響も発生します。民児協全体で各世帯や地域で被害の有無について確認するとともに、必要に応じて支援の獲得に向けた取り組みを行うことも必要です。
大雪	雪が玄関等をふさぎ、家屋内に閉じ込められたり、ストーブの吸排気口つまりや煙突の損傷などにより、一酸化炭素中毒や暖をとれない住民が発生します。大雪が降る前後にそれらを確認するとともに、電気・水道・ガス・暖房などのライフラインへの影響を把握することが大切です。
その他	どのような災害であっても、その世帯にとって大切な家財や思い出の品などがあるはずで、それらが被災しても家財の搬出や思い出の品の修繕等を行う専門的なボランティアなどの協力を得ることができるかもしれません。被災した方から様々な要望を聞き取り、適宜支援機関につなげることも大切です。

発災からの時間経過とともに、要援護者のニーズや生活環境は徐々に変化していきます。とくに大規模災害に際しては、当初の混乱期において、避難所で高齢者や障がい者、乳幼児等への配慮や必要な支援が提供されないケースもみられます。民生委員にはこうした人びとの相談役、または代弁者として必要な支援の提供、確保に協力することが期待されます。地域において支援を必要とする人に必要な支援が届くように活動することを意識しましょう。

## (1) 生活再建支援の基本的な考え方～災害ケースマネジメント

- 政府の防災対策に関する基本的な計画である「防災基本計画」では、被災者の生活再建支援の手法として「災害ケースマネジメント」の仕組みを整備するよう地方公共団体に求めています。
- 災害ケースマネジメントとは、行政が金銭給付や税制減免措置等の支援メニューを用意し、利用を申請した被災者に対して当該支援を提供するというこれまでの支援と異なり、被災者の主体的な自立・生活再建のプロセスを支援するものであり、内閣府防災担当が発行した「災害ケースマネジメント実施の手引き（令和5年3月）」では、『被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組』と定義されています。
- 被災した住民個々が置かれる状況は多様であるため、一人ひとりの復興への目標を達成できるよう、オーダーメイドの支援を組み立てることが被災者支援の基本になりました。

## (2) 避難所での配慮

- 避難所での生活が一定期間続く状態は、そこに避難している人全員が何らかの支援を必要としている状態にあるといえます。民生委員には、そのなかでも支援の必要性が高い人に配慮し、その相談に応じ、必要な支援につなぐ役割が期待されます。
- とくに健康面の不安が大きい要援護者への配慮は重要となります。こうした人びとの避難所生活が長期化する場合には、一定の支援機能を備えた「福祉避難所」<sup>※3</sup>に避難させるなどの調整を検討することが必要です。近年は、避難所に

福祉専門職で構成される「災害派遣福祉チーム（DWA T）」<sup>※4</sup>が派遣されるケースも増えており、民生委員が専門職へのつなぎ役となることも期待されます。

#### 用語解説

#### ※3 福祉避難所とは

高齢者や障がい者など一般の避難所生活では支障をきたす要配慮者に対して、特別の配慮がなされた避難所のことです。主に社会福祉施設や特別支援学校などが指定されます。

#### ※4 災害派遣福祉チーム（DWA T）とは

大規模災害時に、一般避難所および福祉避難所等における災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、その避難生活中における生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、必要な支援を行う福祉専門職等で構成するチームです。社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、保育士などで構成されています。

### (3) 在宅避難者への支援

- 要援護者のなかには、自宅の被害が軽微であることや、心身の状況から集団での避難生活は困難と考え、電気・ガス・水道といったライフラインが停止した状態であっても、自宅や車中での生活を選択せざるを得ない人びとが存在します。こうした在宅避難者のなかには、介護サービスや医療サービスが必要な人、また食料や飲料水等、生活必需品の支援が必要な世帯も少なくありません。
- 在宅避難者への支援に関しても、民生委員には一定の役割が期待されます。ただし、それは民生委員が自ら物資を届けるといったことではなく、安否確認とあわせてニーズ把握を行い、具体的支援につなげるといったことが考えられます。具体的支援については、行政や社協、ボランティア等による食料や生活物資の継続的な提供などが考えられます。
- 在宅避難の長期化のなかで体調悪化を招くケースもあることから、保健師等の専門職と連携し、「福祉避難所」への避難等も検討し、その調整を依頼することも考えられます。
- 発災時に助かった命を、その後の避難生活で失わせないためにも、民生委員が日ごろの活動を通じて把握している情報を活かし、医療、福祉の専門職との連携をすすめ、専門職の訪問を定期的に変現するよう調整していくことも期待されるところです。

## (4)多様な支援団体等との連携

### ①災害ボランティアセンターとの連携

- 大規模災害時には、主に地元社会福祉協議会が中心となり災害ボランティアセンター（以下、「災害VC」。）が設置されることがあります。災害VCと民生委員活動の目的や一部の機能は合致しており、連携を図ることでより迅速な支援の展開が期待できます。
- 日常活動で把握している要配慮者等のニーズは、災害時においてはさらにその必要性が増しますので、それらの情報を災害VCに持ち込み連携を図ることも考えられます。
- 地元をよく知る民生委員が災害VCに協力することで、地元住民の信頼が増しスムーズにボランティアを受け入れることにつながる期待がもてます。

#### 「災害ボランティアセンター」とは

大規模災害等が発生した際に、被災市町村の災害対策本部（行政）との連携により設置するボランティア活動の本部であり、被災地におけるボランティア活動の拠点となります。被災により生じた困難・問題を軽減・解決するため、市町村内はもとより、道内外から駆けつけるボランティアを被災者および避難所からのニーズをもとに、必要としている場所へ派遣し、地域の復旧・復興と被災者の自立支援を目的としています。

#### 【主な機能】

- (1) 被災者ニーズへの対応
  - ・ ニーズ受付・相談、被災世帯調査、潜在ニーズの発掘等
- (2) ボランティアのコーディネート
  - ・ ボランティアの募集、円滑なボランティア活動への配慮（受付、オリエンテーション、活動調整、安全・健康管理等）
- (3) 資金、資機材等の調達、管理・運用
  - ・ 活動資金の調達、資機材の調達・調整
- (4) 中長期的な被災者支援と復興に向けたプランニング
  - ・ 災害ボランティアセンター閉所の検討、生活支援への移行

参考：北海道社会福祉協議会「市町村災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」

## ②災害中間支援組織との連携

- 被災した住民や地域の多様なニーズは、行政が担う法律や制度を活用した支援や災害ボランティアセンターに集う一般のボランティア活動では充足できないことも多くあります。こうした多様なニーズには、専門的な資格や技能、ノウハウを持つ個人や組織がネットワークを駆使し、適切な支援活動を生み出しながら対応しています。
- 災害対策基本法等においてもこうした役割の重要性を踏まえ、連携に努めることが重視されており、その役割を担う「災害中間支援組織」の組織化がすすめられています。
- 行政や災害ボランティアセンターの支援に加え、多様な支援策を生み出す災害中間支援組織と連携をすることで被災者の生活再建支援が広がります。

### 「災害中間支援組織」とは

防災基本計画に位置づけられる NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織であり、北海道においては2019年に北の国災害サポートチームが組成されました。北の国災害サポートチームは災害支援の経験を持つ NPO や企業、民間団体のほか、宗教を母体とする団体や協同組合、専門士業など様々な専門性を持つ団体・個人が日ごろからネットワークを構築しており、災害発生時には官民連携した被災者支援の構築に努めています。

### 【主な機能】

- NPO 等民間団体・行政・社会福祉協議会の災害支援に関する情報共有の場づくり
- 北海道内外の災害支援 NPO 等民間団体同士の連絡調整
- 災害支援にあたる NPO 等民間団体の活動サポート





## (5) 仮設住宅での孤立防止

- 避難所から仮設住宅に転居すると、プライバシーの確保がある程度可能となる一方、避難所でできた顔なじみのコミュニティから新たなコミュニティでの生活へと環境が変化することとなります。仮設住宅は、一般の賃貸住宅を借り上げる場合（みなし仮設住宅）も多く、馴染みのないコミュニティでの生活となるほか、周囲の居住者が被災者ではない場合もあります。仮設住宅に入居すると、時間の経過とともに支援者の訪問が減少しがちになります。こうした状況のなかでは、被災者の孤立化が懸念され、生活の不活発化による健康リスクも課題となります。
- 孤立化の防止に向けては、民生委員等の定期的な訪問や、地域の福祉団体等と協力し、高齢の被災者・避難者が屋外に出て体を動かす機会を設けたり、住民同士の交流のためのサロン活動等に取り組むことが考えられます。
- 住宅の自力再建が困難な被災者のなかには「取り残され感」を抱く人びとも生じます。民生委員をはじめ、社協の生活支援相談員等には、そうした「取り残され感」を抱く被災者に寄り添い、心の奥にある思いや願いを汲み取りながらの支援が期待されます。

## (6) 災害公営住宅での孤立防止

- 孤立化の懸念は災害公営住宅においても同様です。災害公営住宅へ入居すると、プライバシー確保等、住環境は改善される一方、住民同士の会話が減少するなど、孤立化が進行する可能性が高くなります。仮設住宅以上に隣近所にどんな人が住んでいるのかわかりづらい災害公営住宅においては、とくに高齢者等の孤立化をいかに防止していくかが課題となります。
- また、災害公営住宅は、入居後、一定の収入がある場合には家賃の減免措置がなくなったり、入居が制限される場合があり、結果、高齢者のみ世帯、ひとり親世帯、生活保護受給世帯などが多く残る傾向にあります。それだけにコミュニティの形成は重要ですが、サロン等を実施してもなかなか参加を得られなかったり、住民の転入出が多く、行政から情報提供を受けてもすでに転居してしまっている住民がいたり、住民票はあるものの実際には居住していない住民もいる等、世帯情報を把握することが困難になる傾向があります。それゆえ、自



治会の設立など、住民自身によるコミュニティの再構築が重要となります。市町村や社協とも協働し、状況把握を行うとともに、孤立化を防止する取り組みが期待されます。

## **(7) 担当区域割りや担当世帯の見直し**

- 大規模な災害では、被災者は、避難所から「応急仮設住宅」、「みなし仮設住宅（借上住宅）」で避難生活を送った後、自力での住宅再建が困難な場合は「災害公営住宅」に入居する等により生活を再建していくこととなります。
- 被災前に担当区域に住んでいた要援護者が、違う地域に避難した場合は、避難元委員の負担軽減のためにも、避難元・避難先の単位民児協が連携し、避難先の区域担当委員へ支援を引き継ぐことも考えていくことが必要です。ただし、支援の引き継ぎについては、委員と要援護者の人間関係、また、これによる情報共有に関する本人同意の必要性等について留意が必要です。
- 地域によって世帯数が急増し、当該区域担当の委員の負担が大きくなることから、担当区域割りの見直しや、ひとつの区域を複数の委員で担当することによる訪問活動時の精神的負担の軽減なども必要となってきます。世帯数の増加が長期化もしくは固定化する場合には、単位民児協の委員定数そのものの見直しについて行政と協議しましょう。



## トピックス

## 災害時における民生委員と民児協活動の視点

民生委員の活動は日ごろから住民の生活課題を把握するとともに、課題や相談ごとに対して適切な制度利用や関係者へのつなぐ支援を行っています。災害時にはより多くの生活課題を抱える住民（＝被災者）が発生することから、以下のような視点をもちながら、日ごろからの活動をより丁寧に行うことが求められます。

## 1) 民生委員の視点

- ①介護用品、ベッド、洋式トイレなど配慮のある「衣・食・住」環境が整っているか【避難生活環境改善】
- ②罹災証明の申請、税金や公共料金の減免などの手続きが滞っていないか【公的支援へのつなぎ】
- ③多発する便乗・悪質商法により、家屋の修繕や各種の支援手続きに不安や課題を抱えていないか【情報提供と不安への寄り添い】

## 2) 児童委員の視点

- ①妊産婦・新生児・乳幼児の生活環境と必要な用具・用品は整っているか【避難生活環境改善】
- ②子どもたちの、家、学校など、ストレスを解消できる場が奪われていないか【健全な子育て環境の整備】
- ③子育て世帯からの保育や一時預かりのニーズがないか【家庭生活への支援】

災害時の民生委員の活動を円滑に行い、関係機関との連携を強化するためには、民児協の機能を早期に回復することも重要です。これは、災害時に生じる民生委員に対する新たな期待や居住地の移動による地域の変化に対し、法第24条に規定される「民生委員協議会の任務」を果たすための協議が不可欠になるからです。災害時においても民生委員が一体となった地域福祉の推進が求められます。

## (1) 道民児連災害時対応ガイドライン

道民児連では、災害時における具体的な取り組みを「道民児連災害時対応ガイドライン」で定めています。また、平常時においても、災害への備えを意識した取り組みに努めることとしています。その内容は次のとおりです。

### 発災時の初期対応

- 災害状況の情報収集
- 各関係機関との連絡調整

### 発災初期の活動支援

- 災害救援活動に必要な財源的支援
- 互助共済制度等、制度利用にかかる情報提供
- 民児協組織運営に関する現地調査及び支援
- 道災害V Cとの連携並びに情報共有

### 復旧・復興期以降

- 被災地域における民生委員活動報告書の作成
- 財源的支援継続に関する検討
- 災害対応に関する検証

### 平常時の取り組み

- 全民児連「民生委員・児童委員による災害発生時要援護者支援活動に関する指針」の普及・啓発
- 「災害に備える民生委員児童委員ハンドブック」を活用した研修プログラムの開発及び実施
- 地域支援調査（住民支え合いマップ調査）事業の普及・啓発
- 民児協活性化事業を通じた民児協組織の基盤強化
- 災害時における民児協事務局支援のあり方に関する研究
- 市町村民児協と社会福祉協議会の日常的な連携に関するモデルの開発
- その他、道民児連会長が特に必要と認める取り組み

## (2) 災害支援に対する活動費助成制度

全民児連と道民児連では、民生委員が行う災害支援活動に対して、以下のとおり、活動費の助成制度を整備しています。災害救助法が適用される災害は全民児連、適用されない災害は道民児連、それぞれの制度にて財源的な支援が行われます。

災害時においては、緊急性が高いことからやむを得ず自費で、要援護者等に対して食事や飲料水を提供する事例もありますので、あらかじめこの助成制度があることを把握しておきましょう。

### 民生委員による災害支援活動に対する助成制度

#### ①全民児連「被災地民児協支援募金」

- (1) 目的 民生委員による被災地での救援活動等に対し、緊急かつ即応的に要する初動体制の費用及び活動費用の一部を支援(一次支援金)。また、復興支援活動等を行う民児協の活動費用の一部を支援(二次支援金)。
- (2) 対象 災害救助法が適用された市町村の民児協
- (3) 助成額 ①一次支援金 1都道府県・指定都市あたり100万円  
②二次支援金 民生委員定数×3,000円(制度の目的に合致する範囲)

#### ②道民児連「災害時活動支援金助成事業」

- (1) 目的 被災地において、民生委員ならびに民児協による救援・支援活動等に対し、緊急かつ即応的な活動に要した費用及び住民の救援に要した実費を支援
- (2) 対象 上記全民児連の助成制度に該当しない災害
- (3) 上限額 1災害、1市町村につき30万円

## ≡ 道民児連の研究事業

道民児連では、民生委員を取り巻く諸課題の解決に向けて、道民児連が指定したテーマに取り組むモデル指定民児協を募集し、外部アドバイザーの協力の下、道民児連とともにそのテーマに沿った活動をすすめる取り組みをしています。それが、「市町村民児協活性化事業テーマ特化型指定」です。

令和3・4年度は、旭川市の忠和地区民児協と末広東地区民児協を指定し、「災害に備える民児協組織づくり」をテーマに取り組んでいただきました。末広東地区では災害支援マップを作成し担当地区に全戸配布(11ページ参照)、忠和地区では、避難行動要支援者の個別避難計画づくりに取り組んでいます。これらの取り組み実践の過程や効果を丁寧に検証・研究し、全道の市町村民児協へ広げていくことも道民児連の役割のひとつです。



## (1) 気象等および避難に関する情報の概要

災害時には、気象庁等が警報、市町村が避難に関する情報を発表（発令）します。こうした情報を理解し、早期の避難行動を心がけることが大切です。

### ① 気象等に関する情報（注意報、警報）の概要

気象庁や各地の気象台は、災害が発生する恐れのあるとき、自治体や報道機関を通じて注意報や警報を発表し、住民に注意を呼びかけます。

**特別警報**：重大な災害が起こる恐れが著しく大きい時

**警報**：重大な災害が起こる恐れがあるとき

**注意報**：大雨や強風などの気象現象によって災害が起こる可能性があるとき

### 特別警報とは

過去に経験したことのないような非常事態であり、最大限の警戒が必要であることを伝え、「ただちに命を守る行動を」求める警報。

気象災害の場合、台風の進路や雨量など、短期間のうちの災害の大きさから、数十年に一度起こるかどうかという程度の災害発生が予想される場合は「〇〇特別警報」が発表されます。

特別警報が発表される災害：大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪

地震、津波、火山噴火などの場合、緊急に危険度を伝える必要のある災害のときには、これまでの警報を「特別警報」と位置付けて発表します（「〇〇特別警報」とは発表されません）。

**例：津波** 高い所で3mを越す津波の観測が予測される場合（**大津波警報**）

**火山噴火** 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予測される場合

**地震** 震度6以上の大きさの地震動が予測される場合

### 気象に関する注意報・警報

津波に関する  
注意報・警報

**要注意**

大災害が起こる可能性小

	大雨		暴風	高潮	波浪	暴風雪	大雪	津波	
	(土砂災害)	(浸水害)						数値	言葉
特別警報 (重大な災害の起こるおそれ著しく大きい)	大雨特別警報 (土砂災害)	大雨特別警報 (浸水害)	暴風特別警報	高潮特別警報	波浪特別警報	暴風雪特別警報	大雪特別警報	大津波警報	3m以上 巨大
警報 (重大な災害の起こる恐れ)	大雨警報 (土砂災害)	大雨警報 (浸水害)	暴風警報	高潮警報	波浪警報	暴風雪警報	大雪警報	津波警報	1～3m 高い
注意報 (災害の起こる恐れ)	大雨注意報 (土砂災害)	大雨注意報 (浸水害)	暴風注意報	高潮注意報	波浪注意報	暴風雪注意報	大雪注意報	津波注意報	～1m なし

## ②避難に関する情報

市町村は気象庁等が発表する災害に関する注意報や警報等をもとに、避難に関する情報を発令します。

※発令の判断基準は、市町村によって、災害別・地域別に定められています。

警戒レベル	避難行動等	避難情報等	民生委員の行動	
<b>高</b> 警戒レベル <b>5</b> 命の危険 直ちに安全確保！	既に <b>災害が発生・切迫</b> している状況です。  命が危険ですので、直ちに身の安全を確保しましょう。	<b>緊急安全確保</b> (市町村が発令)  ※市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。	<b>避 難</b>	
~~~~~〈警戒レベル4までに必ず避難！〉~~~~~				
警戒レベル <b>4</b> 危険な場所から <b>全員避難</b>	災害が発生する危険が高まっています。 <b>速やかに危険な場所から避難先へ避難</b> しましょう。	<b>避難指示</b> (市町村が発令)  ※避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。		
警戒レベル <b>3</b> 危険な場所から <b>高齢者等は避難</b>	<b>避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者</b> は危険な場所から避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	<b>高齢者等避難</b> (市町村が発令)		
警戒レベル <b>2</b>	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの <b>避難行動を確認</b> しましょう。	<b>洪水注意報 大雨注意報等</b> (気象庁が発表)		
<b>低</b> 警戒レベル <b>1</b>	災害への心構えを高めましょう。	<b>早期注意情報</b> (気象庁が発表)	声かけ(注意喚起)、避難準備の手伝い、避難の呼びかけ(避難支援者等への連絡)	

※令和3年の災害対策基本法の改正により、「避難勧告」は廃止され「避難指示」に一本化されました。

出典：内閣府ホームページ



## (2) 災害時の服装や持ち物

災害時の避難、または安否確認等の活動を行う際には、動きやすく、安全な服装を心がけましょう。荷物は最小限にし、荷物を背負って両手が使えるようにしましょう。

- ▶ ヘルメット（防災ずきん）の着用
- ▶ 長そで・長ズボンの着用
- ▶ 軍手・手袋の着用
- ▶ 底が厚く、履き慣れた靴の着用
- ▶ 非常時用持ち出し品（リュック）※避難時



以下については、災害時だけでなく、日ごろの民生委員活動においても携帯しておくと、万が一の場合にも安心です。

### ⚠ 日ごろの活動時から身につけておきたいもの(持ち物)

#### 自分に関する情報

- 身元や連絡先を記したカード、必要な医療情報を記したカード
- 民生委員であることを示すジャンパー、ベスト、帽子、腕章等

#### 状況を把握するために

- 携帯電話・携帯ラジオ
- 筆記用具、メモ帳

#### 万が一に備えて

- 救急箱
- 携帯用ライト
- 飲料水
- 食料・簡易食材（チョコ等）
- 救急用品セット、常備薬
- 防災マップ・地図など  
(そのほか、マスク、雨具、冬季は使い捨てカイロなど)



内閣府「防災の手引き」等をもとに作成

### 活動のヒント事例 「携帯電話の充電～過去の災害の教訓から～」

災害が発生し停電してしまうと、ほとんどの固定電話が使用できなくなります。携帯電話が唯一の通信手段となりますが、携帯電話のバッテリーは消耗しやがて使えなくなります。そのことを想定し、予備バッテリーや電池式充電器を備えておくと良いでしょう。

### (3) 屋外での活動に際しての留意点等

#### 災害共通

- 安否確認等に出向く際は、なにより自らの安全確保に留意し、無理のない範囲で活動しましょう。
- 夜間や暴風雨、暴風雪など、屋外の危険度が増す場合には、無理な活動は控えましょう。どうしても必要な場合は、複数名で行動しましょう。
- 携帯電話やラジオなど、関係者への連絡や最新情報の入手のための備品を持ち歩きましょう。

#### 地震・津波

- 地震発生時には、手荷物などで頭を守り、広い場所に移動しましょう。車の運転中は、車を路肩に止め、揺れがおさまるまで車内で待機（カーラジオなどで情報収集）しましょう。
- 海の近くにいる場合には、ただちに高台や近隣の高い建物に避難しましょう。地震の揺れが小さくても津波が発生する恐れがあります。
- 津波の心配がないとされた場合でも、余震や建物・ブロック塀の倒壊、切れた電線等に十分に注意して行動しましょう。

#### 台風・豪雨（大雨・土砂災害）

- 無理な訪問は避け、要援護者本人や避難支援者への電話連絡等を通じて、早期避難等呼びかけましょう。
- 車は数十センチ水に浸ると動かなくなりますので、車での活動はできるだけ控えましょう。
- 大雨では、足元の状況が見えにくくなります。マンホール（ふたが開くことがあります）や側溝、用水路に注意しましょう。
- がけ崩れや地すべりの前兆（がけから小石が落ちてくる、ひび割れが入るなど）を発見した場合は、ただちにその場を離れ、消防に連絡しましょう。

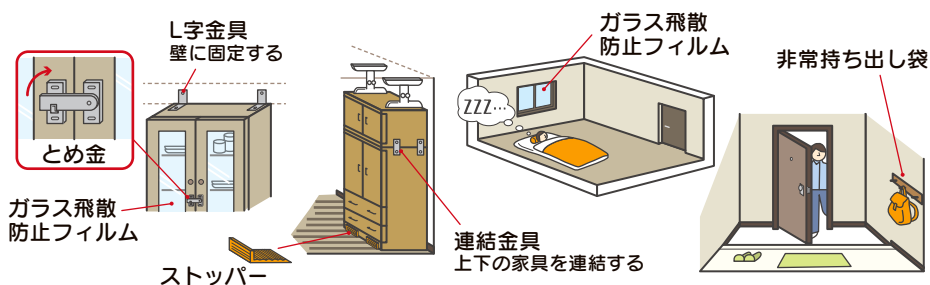
#### 大雪・暴風雪

- 無理な訪問は避け、要配慮者本人や避難支援者への電話連絡等を通じて、早期避難等呼びかけましょう。
- 暴風雪や降雪により視界が遮られるので、交通事故等には十分に気を付けましょう。

## (4) 自宅の安全対策や備蓄品

地震による負傷原因の3割～5割は、家具等の転倒や落下によるものです。  
あなたのお住まいは大丈夫ですか？

- 家具の倒れる向きを考えて配置する。
- 転倒防止器具などで固定し、倒れにくくする。
- 窓ガラスや食器棚などのガラスが飛散しないようにする。
- 重いものを下に収納、高いところに危険なものを置かない。
- 寝室にはできるだけ家具を置かず、廊下には避難の妨げになるものは置かない。



### ⚠️ 非常備蓄品 (復旧までの数日間を支えるもの、一人分)

- 飲料水 9ℓ (3ℓ×3日分)
- ご飯 (アルファ米) 4～5食分
- ピスケット 1～2箱
- 板チョコ 2～3枚
- 乾パン 1～2缶
- 缶詰 2～3缶
- 下着 2～3組
- 衣類・毛布 (スウェット上下、セーター、フリース、タオルなど)



※一人最低3日分は用意しておきましょう。年に一度はチェックして、新しいものと交換しましょう。

(そのほか、ティッシュやマスク、簡易トイレなどの衛生用品、調味料やカセットコンロ、食器類、ラップなどの生活用品、現金など)

## (5) 非常時持ち出し品等の準備

避難しなければならないときに持ち出す「非常持ち出し品」と、避難後の生活を支える「非常備蓄品」に分けて、家族みんなで備えましょう。

### **非常持ち出し品**（災害発生時に最初に持ち出すもの）

- 携帯用飲料水
- 食品（カップ麺、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）
- 貴重品（預金通帳、印鑑、現金など）
- 救急用品（常備薬、消毒液、ガーゼ、マスクなど）
- ヘルメット、防災ずきん
- 軍手（厚手の手袋）
- 懐中電灯
- 衣類（セーター、ジャンパー、下着等）
- 毛布、タオル、ビニールシート
- 携帯ラジオ、予備電池
- 使い捨てカイロ
- マッチ、ろうそく（水に濡れないようビニールでくるむ）
- 簡易トイレ
- ウェットティッシュ、ティッシュペーパー、トイレトペーパー
- 筆記用具
- （その他、雨具、ポリ袋、ガムテープなど）



### 小さな子どもがいる家庭は

- ミルク
- 紙おむつ
- ほ乳瓶



消防庁「わたしの防災サバイバル手帳」等をもとに作成

※「救急用品」には、緊急時の医療に必要となる情報を記したカード（「救急安心カード」など）を入れておきましょう。おくすり手帳のコピーがあると医療・保健・薬剤の関係者が診察なく薬の手配が可能になる場合があります。

- 氏名、住所、電話、生年月日
- 血液型、かかりつけ医療機関（医師）、治療中の病気、常備薬
- アレルギーの有無、その他特記事項
- 緊急連絡先 など

## 関係機関等連絡先一覧

災害時に備え、行政、消防、警察、社協、地域包括支援センター等の関係機関の連絡先を記しておきましょう。

電話番号は、とくに災害時に優先してつながる「災害時優先番号」がある場合、その番号を記しておくとお効果的です（ただし、公表すべき番号ではありませんのでご注意ください）。

地元で作成した一覧表を貼っていただいても結構です。

機関・団体名（担当者）		
電話番号	Fax 番号	メールアドレス
		( )
		( )
		( )
		( )
		( )
		( )

## 指定避難場所一覧

災害時に避難場所となる予定の施設を記しておきましょう。

地元で作成した一覧表を貼っていただいても結構です。

施設名	受入れ可能人数
住所・電話番号	
	名
TEL	
	名
TEL	
	名
TEL	
	名
TEL	
	名
TEL	
	名
TEL	
	名
TEL	
	名
TEL	
	名
TEL	
	名
TEL	
	名



## 所属民児協情報

民児協として定める災害発生時の委員間および事務局との連絡手順、方法、また民児協役員の連絡先（メールアドレス等）を記しておきましょう。

### 1. 災害時の委員間の連絡手順、方法

--

### 2. 事務局担当者との連絡手順、方法

--

### 3. 民児協役員等の連絡先

氏 名	携帯電話番号	メールアドレス

事 務 連 絡  
令和3年8月16日

都道府県・指定都市・中核市 民生主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

令和3年8月の大雨による災害に対する民生委員活動について

平素より、厚生労働行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和3年8月11日からの大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は被害を受けるおそれがあることから、8月12日以降一部地域において災害救助法が適用され、その適用地域が拡大しているとともに、気象庁からは、引き続き土砂災害・河川の増水や氾濫に厳重に警戒するよう注意喚起が行われております。

大雨等の災害により自治体から避難情報（警戒レベル）が発令されている地域においては、民生委員ご自身の安全を確保した上で対応することを前提としつつ、避難情報が発令中に地元住民の方々に対する見守り等の活動を行う必要がある場合には、民生委員自らが対応するのではなく、その状況を自治体に伝達する（自治体につなぐ）ことが重要です。

各都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等へ注意を喚起し、民生委員の方々への周知徹底を併せて行っていただきますよう、お願いいたします。

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 rows.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 25 lines.



## 災害への備え 自己点検チェックリスト

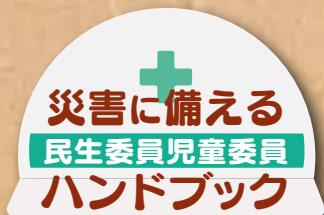
No.	チェック項目	チェック		主な関連頁
<b>民児協組織としての備え</b>				
1	災害発生に備え、発災時の行動原則、委員間の安否や所在地に関する連絡方法等が定められていますか。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	22・24 頁
2	「災害時要援護者台帳」や「災害福祉マップ」の保管や管理方法、また更新の手順等が定められていますか。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	14・19 頁
3	災害時要援護者の支援体制づくりに向けて、自治会・町内会、自主防災組織との役割分担等がなされていますか。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	17・18 頁
4	年に1回以上、民児協として地域の避難訓練、防災訓練に参加、協力し、地域との関係づくりをすすめていますか。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	11・17 頁
5	委員の交代があった場合、本書の記載内容について、新任委員への説明が行われていますか。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	14 頁
<b>個人としての備え</b>				
6	避難情報の警戒レベル、危険度について把握していますか。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	36・37 頁
7	災害に備えた自宅の安全対策を行っていますか。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	40 頁
8	災害に備え、必要な備蓄品や非常用の持ち出し品を準備していますか。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	40・41 頁
9	委員活動に出かける際には、民生委員であることを証明するものや救急笛（ホイッスル）などを身につけていますか。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	38 頁
10	災害発生に備え、家族の間で避難場所や連絡方法等を定めてありますか。	はい <input type="checkbox"/>	いいえ <input type="checkbox"/>	48 頁

## ご注意

民児協の会議等で本書を持ち歩くこともあると思いますが、ご家族や民児協関係者の連絡先を記載している場合には、紛失に十分ご注意ください。

## 委員氏名





北海道民生委員児童委員  
災害時活動指針

【令和4年度版】

令和5年3月

**公益財団法人 北海道民生委員児童委員連盟**

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2.7  
北海道立道民活動センター4階  
TEL (011) 261-2181